

うきは市立千年小学校 いじめ防止基本方針

平成28年4月1日策定

平成30年4月1日改定

令和4年3月22日改定

《千年小学校いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県のいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「千年小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

- ① 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ② 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

- 3 いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。

いじめの基本認識は下記のとおりです。

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

そして、いじめの基本姿勢を次のように確認する。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③ いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

※ 児童の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない者もいることを配慮し、教職員は、個々の児童理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していく。

《いじめの防止》

4 児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

(1) 人権教育の充実

- ①いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ②子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る

(2) 道徳教育の充実

- ①道徳の授業により、自己中心的、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ②「いじめをしない」「いじめを許さない」という豊かな人間性を育てる。
- ③児童の実態に合わせて、VTR、写真、詩など心に響く資料等を取り扱った道徳の授業を展開し、人としての「気高さ」や「思いやり」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(3) 命の大切さを実感する体験活動の充実

- ①児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ②自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

- ・ 1, 2年 ……親子ふれあい活動、栽培活動 等
- ・ 3, 4年 ……親子ふれあい活動、「命の授業」、10歳を祝う式 等
- ・ 5, 6年 ……親子ふれあい活動、自然教室 等

(4) コミュニケーション活動（ソーシャルスキル）を重視した特別活動の充実

- ①日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と積極的に関わる活動やコミュニケーション活動を取り入れる。
- ②6年生と1年生のお世話活動や縦割り仲良し班での様々な異学年交流の活動を工夫し、体験的に様々な学年の仲間とふれあう体験の場を充実する。
- ③グループエンカウンターなどの活動を学級活動等に位置づけ、子どもたち一人一人のソーシャルスキルを高め、豊かな人間関係を形成できるようにする。

《いじめの早期発見》

5 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には、以下の取組を実施します。

(1) いじめ問題に対応する力を高めるための職員研修の充実

- ①「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修を行う。
- ②東京書籍版 I-チェックの結果を踏まえた研修（講師招聘）を行う。
- ③人権・同和教育と関連づけた研修を行う。
- (2) 多面的な視点からのアンケート調査の実施
 - ①児童に対してのアンケート調査を行う。
 - 毎月1回、児童にいじめの有無を確認するアンケート調査を実施
 - 学期に1回（6月、10月、2月）「心のアンケート」を実施
 - ②教職員に対してのアンケートを実施する。
 - 毎月1回、心のアンケートの集計とともに、「いじめチェックリスト」をもとにしたアンケート調査を実施
 - ③保護者に対してのアンケート調査を実施する。
 - 学期に1回（6月、10月、2月）、保護者にチェックリストを封書で配布してアンケート調査を実施
- (3) 教育相談活動の実施
 - ①学期に1回（6月、10月、2月）担任と児童一人ひとりとの個別の教育相談を実施する。
 - ※児童の「心のアンケート」を実施した後、それを生かしての相談活動とする。
 - ②教育相談の結果は必ず「いじめ・不登校等対策委員会」（※以下 校内組織）に報告し、全教職員で共通理解を図る。
- (4) いじめの早期発見を具現化する学校環境の整備
 - ①人的環境を整備する。
 - 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子、日記等に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
 - 日常の子どもとの信頼関係を深めながら、相談される教職員であることをめざす。
 - ②物的環境を整備する。
 - いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
 - ・相談ポストの設置をする。
 - ・各種「いじめ相談電話」等について周知するポスターなどを掲示したり、集会等で児童に呼びかける。

《いじめへの対処》

6 いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた校内組織により対処していきます。具体的には以下の取組を実施します。

- (1) 教職員の対応の在り方について
 - ①遊びや悪ふざけ、暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ②いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、「組織」がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までこの組織が責任を持つ。

- ③児童や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、事実確認をした後、報告することを伝える。
- ④通常考えられるいじめ対応は、この校内組織が行い、いじめが「重大な事案」とされた場合には、うきは市教育委員会からの判断に従って必要な対応を行う。
- ⑤通報を受けたときや、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果をうきは市教育委員会に報告する。
- ⑥いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑦いじめやいじめの疑いがある情報は、毎週の連絡会で共有化し、複数の目で子どもを見守るようにする。
- ⑧性的少数派等、特にきめ細やかな対応が必要な児童については、児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ⑨携帯電話やインターネット上の書き込みによるいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねないことを理解させる取組を行う。

(2) 児童への指導について

- ①いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や家族、教員、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ②いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ③いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
※なお、被害児童の権利利益を擁護するため、区域外通学や別室指導等の対応を行ったり、加害児童に対して出席停止制度等の適切な運用を図る。
- ④いじめは、単に謝罪をもって安易に解決とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断をする。
ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(3) 関係の保護者に対する対応について

- ①いじめられた児童の保護者に真摯に対応する。
○その日のうちに迅速に、家庭訪問等により保護者へ、事実関係や、徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝える。また、判明した情報を適切に提供する。
- ②いじめた児童の保護者に適切に対応する。
○事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

◎学校だけでは対応が困難な事案に対しては、うきは市教育委員会と連携し、いじめの問題の早期解決に努める。

《学校・家庭・地域と連携した取組》

7 地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する

体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。

具体的には、以下の取組を実施します。

(1) P T Aや地域との連携

- ①『うきは市いじめ等防止基本方針』、『千年小いじめ等防止基本方針』の周知徹底を図る。(入学時や各学年の開始時等に、児童や保護者等に説明する)
- ②学習参観や保護者研修会の開催、H P、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - ・いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布
 - ・家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容の周知
 - ・県P T A連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進
- ③P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ④インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。(P T A教養講座等)

(2) 地域、外部団体との連携

- ①千年校区自治組織との連携事業「子育てと教育を考える千年校区の会」と連携し、情報収集、問題解決にあたる。
- ②必要に応じて、市役所子育て支援課、社会福祉協議会等との関係諸機関と連携を図る。

《組織の設置》

8 いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、複数の教職員、スクールカウンセラー、青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し、定期的な協議を推進します。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。具体的には、以下の取組を実施します。

(1) 組織の設置と構成員

- ①いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「千年小学校「いじめ・不登校対策委員会」(以下「組織」という)」を設置する。
- ②組織の構成委員を、校長・教頭・主幹教諭・心のプロジェクトいじめ問題担当・特別支援コーディネーター・養護教諭とする。
※ただし、必要に応じて外部連携機関(子育て支援課、社会福祉協議会、スクールカウンセラー、S S W等)の人材を要請することもある。

(2) 組織の開催と役割について

- ①スクールカウンセラーが入る「いじめ・不登校対策委員会」を適宜実施する。
- ②学校いじめ防止基本方針に基づく取組について学校評価の項目に位置付け、「校内いじめ問題対策委員会」において、学期ごとの基本方針の実施状況の評価、点検を実施する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力